

## 発行者情報

【表紙】	
【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2023年5月30日
【発行者の名称】	株式会社ひかりホールディングス (Hikari Holdings Co.,Ltd.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 倉地 猛
【本店の所在の場所】	岐阜県多治見市笠原町1223番地の14
【電話番号】	(0572)56-1212 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理本部長 立川 征吾
【担当 J - A d v i s e r の名称】	フィリップ証券株式会社
【担当 J - A d v i s e r の代表者の役職氏名】	代表取締役社長 永堀 真
【担当 J - A d v i s e r の本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町4番2号
【担当 J - A d v i s e r の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	<a href="https://www.phillip.co.jp/">https://www.phillip.co.jp/</a>
【電話番号】	(03)3666-2101
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記の通りです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社ひかりホールディングス <a href="https://h-holdings.jp/">https://h-holdings.jp/</a> 株式会社東京証券取引所 <a href="https://www.jpx.co.jp/">https://www.jpx.co.jp/</a>
【投資者に対する注意事項】	

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知らなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。

- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行情報の内容（発行情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

## 第一部【企業情報】

### 第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

### 第2【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第6期中	第7期中	第8期中	第6期	第7期
会計期間	自 2020年9月1日 至 2021年2月28日	自 2021年9月1日 至 2022年2月28日	自 2022年9月1日 至 2023年2月28日	自 2020年9月1日 至 2021年8月31日	自 2021年9月1日 至 2022年8月31日
売上高 (千円)	1,611,929	1,959,495	1,821,733	3,343,115	3,641,314
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	22,248	△45,915	11,000	57,358	△42,525
親会社株主に帰属する中間(当期)純利益 又は親会社株主に帰属する中間(当期)純損失(△) (千円)	3,997	△54,233	7,468	84,960	△87,036
中間包括利益又は包括利益 (千円)	5,080	△55,485	6,730	83,203	△87,406
純資産額 (千円)	267,106	274,054	257,581	345,009	242,133
総資産額 (千円)	2,600,879	2,528,110	2,605,609	2,606,881	2,417,827
1株当たり純資産額 (円)	979.66	1,060.64	996.67	1,304.02	936.68
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	(—)	(—)	(—)	— (—)	— (—)
1株当たり中間(当期)純利益又は 1株当たり中間(当期)純損失(△) (円)	15.25	△208.82	29.00	320.08	△336.57
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	10.1	10.8	9.8	13.1	10.0
自己資本利益率 (%)	1.6	△17.6	3.0	29.5	△29.8
株価収益率 (倍)	190.2	△13.9	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	67,827	△143,675	13,718	△103,072	△152,086
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△7,517	△22,441	△4,453	41,330	△25,689
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	358,265	124,652	26,552	424,798	171,027
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高 (千円)	873,476	776,493	847,026	817,957	811,208
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	132 (15)	152 (12)	159 (10)	152 (8)	153 (11)

(注1) 当中間連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、希薄効果を有する潜在株式が存在しないため、記載しておりません。なお、前中間連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、1株当たり純損失であるため記載しておりません。

(注2) 株価収益率について、第8期中、第6期及び第7期は当社株式の売買実績がなく株価を把握できないため、記載しておりません。

(注3) 1株当たり配当額及び配当性向について、配当を行っていないため記載しておりません。

(注4) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、期中の平均人員を( )外数で記載しております。

## 2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容に重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4【従業員の状況】

### （1）連結会社の状況

2023年2月28日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
タイル・石材加工販売事業	27 (1)
総合建材事業	33 (6)
電気通信工事業	79 (2)
土木工事業	6 (1)
その他	14 (-)
合計	159 (10)

(注1) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、当中間連結会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

(注2) その他として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない部門に所属しているものであります。

### （2）発行者の状況

2023年2月28日現在

従業員数(人)	14 (-)
---------	--------

(注1) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、当中間連結会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

(注2) 当社は、当社グループの管理業務のみを行う単一事業であるため、セグメント別の記載は省略しております。

### （3）労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

## 第3【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### （1）業績

当中間連結会計期間（2022年9月1日から2023年2月28日）におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症に対する活動制限の緩和により、消費活動が徐々に正常化に向かう一方、世界的なインフレや各国の金融引き締め政策の影響、また、地政学リスクが原材料・資材価格やサプライチェーンに与える影響などにより、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループのタイル・石材加工販売事業、総合建材事業及び土木工事業の主要事業である建築工事関連においては、急激な円安やエネルギー資源の高騰、資材高などの要因が建設費の上昇に繋がっております。タイル・石材加工販売事業においては外国人技能実習生を始めとする人材不足が継続しております。また、総合建材事業においては、建設費低減のためにタイル等の意匠材の使用面積が抑制されるなど、引き続き厳しい環境にあります。一方、改修工事業においては、バブル期に大量に建てられた建物が老朽化により一斉に整備・改修時期を迎えており、堅調な需要が見込まれます。

電気通信工事業の主要市場である情報通信関連においては、スマートフォンやタブレットの販売が好調に推移しており、高速データ通信（LTE）や無線LAN（構内情報通信網）のための工事や施工の需要が高まっております。5Gは政府における成長戦略の要である「第4次産業革命」の柱とされており、総務省は5Gの携帯電話基地局を整備する携帯会社や自治体に補助金を出す中で、移動体通信大手は引き続き設備投資資金を投下することが見込まれ、通信工事業会社にとっても需要が見込まれております。

このような市場環境・経営環境の中で、当中間連結会計期間の売上高は1,821,733千円（前年同期比7.0%減）、営業利益は16,140千円（前年同期は営業損失51,121千円）、経常利益は11,000千円（前年同期は経常損失45,915千円）、親会社株主に帰属する中間純利益は7,468千円（前年同期は親会社株主に帰属する中間純損失54,233千円）となりました。

セグメント別の業績は次の通りです。

（タイル・石材加工販売事業）

売上高は280,907千円（前年同期比12.9%増）、セグメント利益は3,955千円（前年同期はセグメント利益10,496千円）となりました。

（総合建材事業）

売上高は786,721千円（前年同期比11.2%減）、セグメント利益は27,460千円（前年同期はセグメント損失37,934千円）となりました。

（電気通信工事業）

売上高は666,297千円（前年同期比5.4%減）、セグメント利益は2,856千円（前年同期はセグメント利益21,737千円）となりました。

（土木工事業）

売上高は83,374千円（前年同期比30.9%減）、セグメント利益は10,117千円（前年同期はセグメント利益3,462千円）となりました。

## (2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）の残高は847,026千円で、前連結会計年度末に比べ35,817千円増加しております。各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は以下の通りであります。

### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は13,718千円（前年同期は143,675千円の使用）となりました。主な減少要因は売上債権の増加額97,274千円、棚卸資産の増加額85,767千円、未収消費税等の増加額14,428千円等、主な増加要因は未成工事受入金の増加額86,876千円、仕入債務の増加額28,079千円、未収入金の減少額22,737千円等であります。

### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は4,453千円（前年同期は22,441千円の使用）となりました。主な減少要因は投資有価証券の取得による支出12,511千円、有形固定資産の取得による支出5,674千円、定期預金の預入による支出10,900千円等、増加要因は定期預金の払戻による収入28,140千円であります。

### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果獲得した資金は26,552千円（前年同期は124,652千円の獲得）となりました。主な増加要因は長期借入れによる収入160,000千円、主な減少要因は長期借入金の返済による支出102,146千円、社債の償還による支出14,000千円、リース債務の返済による支出12,019千円等であります。

## 2【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

当中間連結会計期間の生産実績をセグメントごとに示すと、以下の通りであります。

セグメントの名称	当中間連結会計期間 (自 2022年9月1日 至 2023年2月28日)	前年同期比 (%)
タイル・石材加工販売事業 (千円)	222,587	106.1
総合建材事業 (千円)	622,345	107.4
電気通信工事事業 (千円)	551,457	99.0
土木工事事業 (千円)	65,623	128.3
合計 (千円)	1,462,014	104.6

### (2) 受注実績

当中間連結会計期間の受注実績をセグメントごとに示すと、以下の通りであります。

セグメントの名称	受注高		受注残高	
	当中間連結会計期間 (自 2022年9月1日 至 2023年2月28日)	前年 同期比 (%)	当中間連結会計期間末 (2023年2月28日)	前年 同期比 (%)
総合建材事業 (千円)	775,996	163.4	300,257	96.6
土木工事事業 (千円)	41,714	36.9	3,440	7.6
合計 (千円)	817,710	139.1	303,697	85.3

(注1) タイル・石材加工販売事業、電気通信工事事業は受注から販売までの所要日数が短く、常に受注残高は僅少であります。また、期中の受注高と販売実績がほぼ対応するため、記載を省略しております。

### (3) 販売実績

当中間連結会計期間の販売実績を示すと、次の通りです。

セグメントの名称	当中間連結会計期間 (自 2022年9月1日 至 2023年2月28日)	前年同期比 (%)
タイル・石材加工販売事業 (千円)	280,907	112.9
総合建材事業 (千円)	786,721	88.8
電気通信工事業 (千円)	666,297	94.6
土木工事業 (千円)	83,374	69.1
その他 (千円)	4,432	—
合計 (千円)	1,821,733	93.0

(注1) セグメント間の取引については相殺消去しています。

(注2) 前中間連結会計期間及び当中間連結会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次の通りであります。

(注3) 前年同期比が1,000%を超えている箇所については「—」で表示しております。

相手先	前中間連結会計期間 (自 2021年9月1日 至 2022年2月28日)		当中間連結会計期間 (自 2022年9月1日 至 2023年2月28日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
㈱シーテック	—	—	189,771	10.4

(注4) ㈱シーテックの前中間連結会計期間は、割合が10%未満のため記載を省略しております。

### 3 【対処すべき課題】

前連結会計年度の発行者情報を公表した2022年11月29日以降、当中間連結会計期間において、当社グループの対処すべき課題について、重要な変更はありません。

### 4 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または前事業年度の発行者情報に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

### 5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

### 6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

## 7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

### (1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

### (2) 財政状態の分析

#### (流動資産)

当中間連結会計期間末における流動資産の残高は1,905,260千円で、前連結会計年度末に比べ184,700千円増加しております。未成工事支出金の増加66,593千円、現金及び預金の増加17,322千円、完成工事未収入金の増加66,588千円、電子記録債権の増加32,064千円が主な変動要因であります。

#### (固定資産)

当中間連結会計期間末における固定資産の残高は700,348千円で、前連結会計年度末に比べ3,081千円増加しております。リース資産（純額）の減少10,877千円、投資有価証券の増加12,637千円、のれんの減少12,238千円、繰延税金資産の増加6,845千円が主な変動要因であります。

#### (流動負債)

当中間連結会計期間末における流動負債の残高は1,019,558千円で、前連結会計年度末に比べ158,099千円増加しております。工事未払金の増加19,387千円、1年内返済予定の長期借入金の増加15,055千円、未成工事受入金の増加86,876千円が主な変動要因であります。

#### (固定負債)

当中間連結会計期間末における固定負債の残高は1,328,468千円で、前連結会計年度末に比べ14,233千円増加しております。長期借入金の増加42,799千円、社債の減少14,000千円、リース債務の減少12,375千円が主な変動要因であります。

#### (純資産)

当中間連結会計期間末における純資産の残高は257,581千円で、前連結会計年度末に比べ15,448千円増加しております。親会社株主に帰属する中間純利益7,468千円の計上による利益剰余金の増加が主な変動要因であります。

### (3) 経営成績の分析

#### (売上高)

当中間連結会計期間における売上高は1,821,733千円（前年同期比7.0%減少）となりました。セグメント別ではタイル・石材加工販売事業280,907千円（同12.9%増加）、総合建材事業786,721千円（同11.2%減少）、電気通信工事業666,297千円（同5.4%減少）、土木工事業83,374千円（同30.9%減少）となりました。

#### (売上総利益)

当中間連結会計期間における売上総利益は427,432千円（前年同期比19.7%増加）となりました。売上原価率は76.5%と前年同期の81.8%より5.3ポイント減少しております。これは原材料費高騰に負けない作業効率改善努力によるものです。

#### (販売費及び一般管理費)

当中間連結会計期間における販売費及び一般管理費は411,292千円（前年同期比0.8%増加）となりました。これは主に、運賃の増加等によるものです。

#### (営業利益)

当中間連結会計期間における営業利益は16,140千円（前年同期は営業損失51,121千円）となりました。これは主に売上総利益率の改善によるものです。

(経常利益)

当中間連結会計期間における経常利益は11,000千円（前年同期は経常損失45,915千円）となりました。これは主に営業利益の増加によるものです。

(親会社株主に帰属する中間純利益)

当中間連結会計期間における税金等調整前中間純利益は12,615千円（前年同期は税金等調整前中間純損失49,023千円）、親会社株主に帰属する中間純利益は7,468千円（前年同期は親会社株主に帰属する中間純損失54,233千円）となりました。

#### (4) キャッシュ・フローの分析

「1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載の通りであります。

## 第4【設備の状況】

### 1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

### 2【設備の新設、除却等の計画】

#### (1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

#### (2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

## 第5【発行者の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間連結会計期間末現在発行数(株) (2023年2月28日)	公表日現在発行数(株) (2023年5月30日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,119,600	831,400	288,200	295,700	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。単元株式数は100株です。
計	1,119,600	831,400	288,200	295,700	—	—

#### (2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次の通りであります。

##### 第1回新株予約権（2015年8月10日臨時株主総会決議）

	中間会計期間末現在 (2023年2月28日)	公表日の前月末現在 (2023年4月30日)
新株予約権の数(個)	1,769(注1)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	176,900(注1、注2、注4)	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	368(注3、注4)	同左
新株予約権の行使期間	自 2015年9月1日 至 2025年8月3日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 368(注4) 資本組入額 184(注4)	同左
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p> <p>⑤ 新株予約権者は、行使期間において次に掲げる各事由が生じた場合には、残存する全ての本新株予約権を行使することができない。</p> <p>(a) 行使価額未満の価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合(払込金額が会社法第199条第3項及び同法第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。)</p>	同左

	<p>(b) 行使価額未満の価格を対価とする当社普通株式の売買その他の取引が行われた場合（ただし、当該取引時点における当社普通株式の価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。</p> <p>(c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合において、各事業年度末日を基準日としてDCF法等の方法により評価された株式評価額が行使価額未満となった場合。</p> <p>(d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合において、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が行使価額未満となった場合。</p>	
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案の上、「新株予約権の目的である株式の種類及び数」に準じて決定する。</p> <p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記「新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数」に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。</p> <p>(5) 新株予約権を行使することができる期間 行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。</p> <p>(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項</p>	同左

	<p>「増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。</p> <p>(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) その他新株予約権の行使の条件 「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p> <p>(9) 新株予約権の取得事由及び条件 上記「新株予約権の取得に関する事項」に準じて決定する。</p> <p>(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。</p>	
--	--	--

(注1) 新株予約権1個につき目的となる株式数は100株です。

(注2) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(注3) 当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整によって生じる1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とします。また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、行使価額の調整を行うことができる。

(注4) 2017年11月27日開催の取締役会決議により、2017年12月7日付で普通株式1株を100株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」を調整しております。

### 第3回新株予約権（2015年12月30日臨時株主総会決議）

	中間会計期間末現在 (2023年2月28日)	公表日の前月末現在 (2023年4月30日)
新株予約権の数(個)	190(注1)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	19,000(注1、注2、注4)	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	368(注3、注4)	同左
新株予約権の行使期間	自 2018年1月1日 至 2027年12月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 368(注4) 資本組入額 184(注4)	同左

<p>新株予約権の行使の条件</p>	<p>① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>④ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。</p> <p>⑤ 新株予約権者は、行使期間において次に掲げる各事由が生じた場合には、残存する全ての本新株予約権を行使することができない。</p> <p>(a) 行使価額未満の価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項及び同法第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）。</p> <p>(b) 行使価額未満の価格を対価とする当社普通株式の売買その他の取引が行われた場合（ただし、当該取引時点における当社普通株式の価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。</p> <p>(c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合において、各事業年度末日を基準日としてDCF法等の方法により評価された株式評価額が行使価額未満となった場合。</p> <p>(d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合において、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が行使価額未満となった場合。</p>	<p>同左</p>
<p>新株予約権の譲渡に関する事項</p>	<p>譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。</p>	<p>同左</p>
<p>代用払込みに関する事項</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</p>	<p>当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案の上、「新株予約権の目的である株式の種類及び数」に準じて決定する。</p> <p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上</p>	<p>同左</p>

	<p>記「新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数」に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。</p> <p>(5) 新株予約権を行使することができる期間 行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。</p> <p>(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 「増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。</p> <p>(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) その他新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p> <p>(9) 新株予約権の取得事由及び条件 「新株予約権の取得に関する事項」に準じて決定する。</p> <p>(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。</p>	
--	---	--

(注1) 新株予約権1個につき目的となる株式数は100株です。

(注2) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(注3) 当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整によって生じる1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とします。また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、行使価額の調整を行うことができる。

(注4) 2017年11月27日開催の取締役会決議により、2017年12月7日付で普通株式1株を100株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」を調整しております。

#### 第4回新株予約権（2016年11月29日定時株主総会決議、2017年3月14日取締役会決議）

	中間会計期間末現在 (2023年2月28日)	公表日の前月末現在 (2023年4月30日)
新株予約権の数(個)	60(注1)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	6,000(注1、注2、注4)	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,400(注3、注4)	同左
新株予約権の行使期間	自 2019年4月18日 至 2027年12月31日	同左

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 2,400（注4） 資本組入額 1,200（注4）	同左
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p> <p>⑤ 新株予約権者は、行使期間において次に掲げる各事由が生じた場合には、残存する全ての本新株予約権を行使することができない。</p> <p>(a) 行使価額未満の価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項及び同法第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）。</p> <p>(b) 行使価額未満の価格を対価とする当社普通株式の売買その他の取引が行われた場合（ただし、当該取引時点における当社普通株式の価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。</p> <p>(c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合において、各事業年度末日を基準日としてDCF法等の方法により評価された株式評価額が行使価額未満となった場合。</p> <p>(d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合において、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が行使価額未満となった場合。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案の上、「新株予約権の目的である株式の種類及び数」に準じて決定する。</p> <p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、「新株予約権の行使に際して出資され</p>	同左

	<p>る財産の価額又は算定方法」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記「新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数」に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。</p> <p>(5) 新株予約権を行使することができる期間 行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。</p> <p>(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 「増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。</p> <p>(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) その他新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p> <p>(9) 新株予約権の取得事由及び条件 「新株予約権の取得に関する事項」に準じて決定する。</p> <p>(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。</p>	
--	---	--

(注1) 新株予約権1個につき目的となる株式数は100株です。

(注2) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(注3) 当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整によって生じる1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とします。また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、行使価額の調整を行うことができる。

(注4) 2017年11月27日開催の取締役会決議により、2017年12月7日付で普通株式1株を100株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」を調整しております。

#### 第6回新株予約権（2019年11月26日定時株主総会決議、2020年7月31日取締役会決議）

	中間会計期間末現在 (2023年2月28日)	公表日の前月末現在 (2023年4月30日)
新株予約権の数(個)	169(注1)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	16,900(注1、注2)	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,400(注3)	同左
新株予約権の行使期間	自 2022年8月11日 至 2027年12月31日	同左

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 2,400 資本組入額 1,200	同左
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p> <p>⑤ 新株予約権者は、行使期間において次に掲げる各事由が生じた場合には、残存する全ての本新株予約権を行使することができない。</p> <p>(a) 行使価額未満の価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項及び同法第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）。</p> <p>(b) 行使価額未満の価格を対価とする当社普通株式の売買その他の取引が行われた場合（ただし、当該取引時点における当社普通株式の価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。</p> <p>(c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合において、各事業年度末日を基準日としてDCF法等の方法により評価された株式評価額が行使価額未満となった場合。</p> <p>(d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合において、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が行使価額未満となった場合。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案の上、「新株予約権の目的である株式の種類及び数」に準じて決定する。</p> <p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、「新株予約権の行使に際して出資され</p>	同左

	<p>る財産の価額又は算定方法」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記「新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数」に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。</p> <p>(5) 新株予約権を行使することができる期間 行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。</p> <p>(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 「増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。</p> <p>(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) その他新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p> <p>(9) 新株予約権の取得事由及び条件 「新株予約権の取得に関する事項」に準じて決定する。</p> <p>(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。</p>	
--	---	--

(注1) 新株予約権1個につき目的となる株式数は100株です。

(注2) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(注3) 当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整によって生じる1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とします。また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、行使価額の調整を行うことができる。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

## (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2022年9月1日～ 2023年2月28日	—	普通株式 288,200	—	52,035	—	193,967
2023年3月1日～ 2023年5月30日	普通株式 7,500	普通株式 295,700	10,875	62,910	10,875	204,842

(注) 有償第三者割当

主な割当先 (株)ライズ

発行価額 2,900円

資本組入額 1,450円

## (6) 【大株主の状況】

2023年2月28日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の 割合(%)
倉地 朝子	岐阜県多治見市	77,300	26.82
倉地 太	岐阜県多治見市	44,600	15.47
石原 真理子	岐阜県多治見市	23,400	8.11
名古屋中小企業投資育成(株)	愛知県名古屋市中村区名駅南1-16-30	19,200	6.66
倉地 猛	岐阜県多治見市	17,900	6.21
倉地 晴幸	岐阜県多治見市	15,000	5.20
(株)オルスタンダード	東京都武蔵野市桜提2-7-25	6,500	2.25
石原 千雅	岐阜県多治見市	6,200	2.15
(株)紀伊大理石	横浜市泉区上飯田町4584-2	4,200	1.45
岩田 修一	愛知県春日井市	3,200	1.11
計	—	217,500	75.46

(注) 上記の他、自己株式が30,700株(10.65%)あります。

## (7) 【議決権の状況】

## ① 【発行済株式】

2023年2月28日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 30,700	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 257,400	2,574	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 100	—	—
発行済株式総数	288,200	—	—
総株主の議決権	—	2,574	—

## ②【自己株式等】

2023年2月28日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
(自己保有株式) 株)ひかりホールデ ィングス	岐阜県多治見市笠原 町1223番地の14	30,700	—	30,700	10.65
計	—	30,700	—	30,700	10.65

## 2【株価の推移】

月別	2022年9月	10月	11月	12月	2023年1月	2月
最高(円)	—	—	—	—	—	—
最低(円)	—	—	—	—	—	—

(注1) 最高・最低株価は、東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおける取引価格であります。

(注2) 2022年9月から2023年2月においては売買実績がありません。

## 3【役員状況】

前連結会計年度の発行者情報の公表日以降、当中間発行者情報公表日までの役員の異動はありません。

## 第6【経理状況】

### 1 中間連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1999年大蔵省令第24号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間連結会計期間(2022年9月1日から2023年2月28日まで)の中間連結財務諸表について、監査法人コスモスにより中間監査を受けております。

# 1 【中間連結財務諸表等】

## (1) 【中間連結財務諸表】

### ① 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2022年8月31日)	当中間連結会計期間 (2023年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,005,183	1,022,505
受取手形及び売掛金	※3 110,977	※3 109,599
電子記録債権	※3 6,659	※3 38,724
完成工事未収入金	382,684	449,272
商品及び製品	95,105	105,803
未成工事支出金	13,124	79,718
原材料及び貯蔵品	7,149	7,942
前渡金	39,836	44,549
未収還付法人税等	9,315	—
未収消費税等	5,041	19,469
その他	47,151	27,736
貸倒引当金	△1,668	△61
流動資産合計	1,720,560	1,905,260
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	82,209	※2 79,651
機械装置及び運搬具（純額）	23,667	21,149
工具、器具及び備品（純額）	2,205	1,736
土地	140,080	※2 142,172
リース資産（純額）	89,433	78,555
有形固定資産合計	※1 337,595	※1 323,265
無形固定資産		
のれん	172,532	160,293
その他	4,952	4,509
無形固定資産合計	177,484	164,802
投資その他の資産		
投資有価証券	38,333	50,971
保険積立金	37,071	40,604
差入保証金	45,150	45,336
繰延税金資産	28,945	35,790
その他	35,766	39,599
貸倒引当金	△3,080	△23
投資その他の資産合計	182,187	212,279
固定資産合計	697,266	700,348
資産合計	2,417,827	2,605,609

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2022年8月31日)	当中間連結会計期間 (2023年2月28日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	31,978	40,670
工事未払金	104,371	123,758
短期借入金	95,000	95,000
1年内償還予定の社債	28,000	28,000
1年内返済予定の長期借入金	※2 190,354	※2 205,409
リース債務	24,348	25,662
未払金	38,064	40,137
未払費用	65,501	62,913
未払法人税等	7,791	8,191
未払消費税等	29,698	30,864
未成工事受入金	168,562	255,439
契約負債	33,133	48,006
預り金	22,251	15,879
賞与引当金	17,868	32,371
その他	4,533	7,253
流動負債合計	861,458	1,019,558
固定負債		
社債	237,000	223,000
長期借入金	※2 949,675	※2 992,474
リース債務	69,646	57,270
長期未払金	19,213	17,023
役員退職慰労引当金	38,700	38,700
固定負債合計	1,314,235	1,328,468
負債合計	2,175,693	2,348,027
純資産の部		
株主資本		
資本金	52,035	52,035
資本剰余金	193,967	193,967
利益剰余金	42,381	58,567
自己株式	△41,975	△41,975
株主資本合計	246,408	262,595
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	△5,212	△5,950
その他の包括利益累計額合計	△5,212	△5,950
新株予約権	937	937
純資産合計	242,133	257,581
負債純資産合計	2,417,827	2,605,609

②【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2021年9月1日 至 2022年2月28日)		当中間連結会計期間 (自 2022年9月1日 至 2023年2月28日)	
売上高		1,959,495		1,821,733
売上原価	※1	1,602,508	※1	1,394,300
売上総利益		356,986		427,432
販売費及び一般管理費				
給料及び賞与		97,852		97,053
役員報酬		60,090		63,290
賞与引当金繰入額		2,596		3,932
退職給付費用		1,267		1,571
法定福利費		21,784		21,537
運送費及び保管費		27,586		36,287
賃借料		33,445		33,319
保険料		8,030		7,771
旅費交通費		14,404		13,838
減価償却費		11,764		9,258
のれん償却額		16,594		12,238
貸倒引当金繰入額		300		△4,655
その他		112,389		115,849
販売費及び一般管理費合計		408,107		411,292
営業利益又は営業損失(△)		△51,121		16,140
営業外収益				
受取利息		36		22
受取配当金		353		387
受取家賃		2,059		2,106
助成金収入		1,586		441
保険解約返戻金		3,200		—
その他		7,056		1,407
営業外収益合計		14,292		4,364
営業外費用				
支払利息		7,796		8,779
その他		1,290		724
営業外費用合計		9,087		9,504
経常利益又は経常損失(△)		△45,915		11,000
特別利益				
固定資産売却益		—	※2	1,728
国庫補助金受贈益		—		765
保険積立金解約益		3,201		—
特別利益合計		3,201		2,493
特別損失				
固定資産処分損	※3	617	※3	113
固定資産圧縮損		—		765
ゴルフ会員権評価損		5,692		—
特別損失合計		6,309		878
税金等調整前中間純利益又は税金等調整前中間純損失(△)		△49,023		12,615
法人税、住民税及び事業税		10,706		9,347
法人税等調整額		△5,497		△4,200
法人税等合計		5,209		5,146
中間純利益又は中間純損失(△)		△54,233		7,468

	前中間連結会計期間 (自 2021年9月1日 至 2022年2月28日)	当中間連結会計期間 (自 2022年9月1日 至 2023年2月28日)
親会社株主に帰属する中間純利益又は 親会社株主に帰属する中間純損失 (△)	△54,233	7,468

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2021年9月1日 至 2022年2月28日)	当中間連結会計期間 (自 2022年9月1日 至 2023年2月28日)
中間純利益又は中間純損失 (△)	△54,233	7,468
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△1,251	△738
その他の包括利益合計	△1,251	△738
中間包括利益	△55,485	6,730
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	△55,485	6,730

③ 【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間（自 2021年9月1日 至 2022年2月28日）

（単位：千円）

	株主資本					その他の包括利益累計額		新株 予約権	非支配 株主持分	純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計	その他有価 証券評価差 額金	その他の包 括利益累計 額合計			
当期首残高	52,035	193,967	129,417	△28,925	346,494	△4,842	△4,842	937	2,420	345,009
当中間期変動額										
親会社株主に帰属する 中間純損失（△）			△54,233		△54,233					△54,233
自己株式の取得				△13,050	△13,050					△13,050
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）					—	△1,251	△1,251	—	△2,420	△3,671
当中間期変動額合計	—	—	△54,233	△13,050	△67,283	△1,251	△1,251	—	△2,420	△70,955
当中間期末残高	52,035	193,967	75,184	△41,975	279,211	△6,094	△6,094	937	—	274,054

当中間連結会計期間（自 2022年9月1日 至 2023年2月28日）

（単位：千円）

	株主資本					その他の包括利益累計額		新株 予約権	非支配 株主持分	純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計	その他有価 証券評価差 額金	その他の包 括利益累計 額合計			
当期首残高	52,035	193,967	42,381	△41,975	246,408	△5,212	△5,212	937	—	242,133
会計方針の変更による 累積的影響額			8,718		8,718					8,718
会計変更の変更を反映した 当期首残高	52,035	193,967	51,099	△41,975	255,126	△5,212	△5,212	937	—	250,851
当中間期変動額										
親会社株主に帰属 する当中間純利益			7,468		7,468					7,468
自己株式の取得										
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）					—	△738	△738	—	—	△738
当中間期変動額合計	—	—	7,468	—	7,468	△738	△738	—	—	6,730
当中間期末残高	52,035	193,967	58,567	△41,975	262,595	△5,950	△5,950	937	—	257,581

## ④ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2021年9月1日 至 2022年2月28日)	当中間連結会計期間 (自 2022年9月1日 至 2023年2月28日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益又は税金等調整前中間純損失(△)	△49,023	12,615
減価償却費	25,732	21,836
のれん償却額	16,594	12,238
賞与引当金の増減額(△は減少)	6,312	14,503
受取利息及び受取配当金	△389	△409
支払利息及び社債利息	7,796	8,779
保険積立金解約益	△3,201	—
保険解約返戻金	△3,200	—
売上債権の増減額(△は増加)	△298,722	△97,274
棚卸資産の増減額(△は増加)	303,039	△85,767
未収入金の増減額(△は増加)	1,128	22,737
未収消費税等の増減額(△は増加)	△2,713	△14,428
仕入債務の増減額(△は減少)	△7,137	28,079
未払金の増減額(△は減少)	△17,639	2,073
未払消費税等の増減額(△は減少)	△52,431	1,165
未成工事受入金の増減額(△は減少)	32,697	86,876
契約負債の増減額(△は減少)	△30,465	14,872
その他	△7,473	△7,561
小計	△79,097	20,336
利息及び配当金の受取額	194	638
利息の支払額	△7,816	△8,779
法人税等の支払額	△63,870	△7,791
法人税等の還付額	6,915	9,315
営業活動によるキャッシュ・フロー	△143,675	13,718
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△2,836	△5,674
無形固定資産の取得による支出	△4,360	—
投資有価証券の取得による支出	△7,092	△12,511
投資有価証券の売却による収入	2,768	—
定期預金の預入による支出	△21,970	△10,900
定期預金の払戻による収入	6,000	28,140
その他	5,048	△3,507
投資活動によるキャッシュ・フロー	△22,441	△4,453
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(△は減少)	△30,000	—
長期借入れによる収入	220,000	160,000
長期借入金の返済による支出	△126,876	△102,146
社債の発行による収入	98,006	—
社債の償還による支出	△7,000	△14,000
リース債務の返済による支出	△12,215	△12,019
自己株式の取得による支出	△13,050	—
その他	△4,212	△5,282
財務活動によるキャッシュ・フロー	124,652	26,552
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△41,464	35,817
現金及び現金同等物の期首残高	817,957	811,208
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 776,493	※1 847,026

## 【注記事項】

### (中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項  
連結子会社の数 6社  
連結子会社名： (株)ひかり工芸、(株)ケイズクラフト、エムエイトアイ(株)、(株)セラミックワン、(株)CI' Sイノベーション、小林工業(株)
2. 持分法の適用に関する事項  
非連結子会社及び関連会社はありません。
3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項  
すべての連結子会社の中間会計期間の末日は、中間連結決算日と一致しております。
4. 会計方針に関する事項
  - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
    - ① 有価証券
      - (イ) その他有価証券  
市場価格のない株式等以外のもの  
時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）を採用しております。  
市場価格のない株式等  
主として移動平均法による原価法を採用しております。
      - ② 棚卸資産
        - (イ) 商品  
総平均法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。
        - (ロ) 製品、未成工事支出金、原材料  
個別法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。
        - (ハ) 貯蔵品  
最終仕入原価法を採用しております。
    - (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
      - ① 有形固定資産（リース資産を除く）  
定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法によっております。  
なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物及び構築物	12～24年
機械装置及び運搬具	6～12年
工具、器具及び備品	4～6年
      - ② 無形固定資産（リース資産を除く）  
定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
      - ③ リース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
    - (3) 重要な引当金の計上基準
      - ① 貸倒引当金  
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当中間連結会計期間分に見合う分を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準等の適用指針」(企業会計適用指針第30号 2021年3月26日)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、発生時以降10年間の均等償却で行っております。

(6) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

## (会計方針の変更)

### (収益認識基準の変更)

従来、総合建材事業においては、履行義務の充足に係る進捗率の合理的な見積りが困難であったため、収益認識会計基準第45項に従い、原価回収基準(履行義務を充足する際に発生する費用のうち、回収することが見込まれる費用の金額で収益を認識する方法)を適用しておりましたが、当中間連結会計期間より、約束した財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、収益を一定の期間にわたり認識する方法に変更しております。この変更は、当社グループの業容を拡大する中で、より迅速かつ正確に原価を算定することによる利益管理の精緻化及びより適正な期間損益計算を目的としており、工事管理台帳の精緻化によって可能になったものであります。なお、過年度における主に労務費の進捗率に関するデータが蓄積されていないことから、この会計方針を遡及適用することは実務上不可能であるため、変更後の評価方法に基づく当中間連結会計期間の期首の未成工事支出金の帳簿価額と、前連結会計年度末における未成工事支出金の帳簿価額の差額を基に算定した累積的影響額を、当中間連結会計期間の期首残高に反映しております。この結果、当中間連結会計期間の期首繰越利益剰余金が8,718千円増加しております。また、従来の方と比べて、当中間連結会計期間の売上高が8,718千円減少し、売上総利益、営業利益、経常利益及び税金等調整前中間純利益はそれぞれ8,718千円減少しております。なお、当中間連結会計期間の1株当たり中間純利益は33.9円減少しております。また、セグメント情報に与える影響については、(セグメント情報)に記載しております。

### (時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当中間連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、これによる中間連結財務諸表への影響はありません。

## (表示方法の変更)

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間において独立掲記していなかった営業活動によるキャッシュ・フローの「未収入金の増減額(△は増加)」は、金額的重要性が増したため、当中間連結会計期間より営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」から独立掲載しております。この表示方法の変更を反映させるため、前中間連結会計期間の中間連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前中間連結会計期間の中間連結キャッシュ・フローにおいて、営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に表示していた△6,345千円は、「未収入金の増減額(△は増加)」1,128千円、「その他」△7,473千円として組替えております。

また、前中間連結会計期間において投資活動によるキャッシュ・フローに独立掲載していた「保険積立金の積立による支出」と「保険積立金の解約による収入」は金額的重要性が乏しくなったため、当中間連結会計期間より投資活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前中間連結会計期間の中間連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、投資活動によるキャッシュ・フローの「保険積立金の積み立てによる支出」△2,278千円と「保険積立金の解約による収入」12,985千円は、その他として組替えております。

(中間連結貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2022年8月31日)	当中間連結会計期間 (2023年2月28日)
有形固定資産の減価償却累計額	325,178千円	319,103千円

※2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次の通りであります。

	前連結会計年度 (2022年8月31日)	当中間連結会計期間 (2023年2月28日)
関係会社株式(連結消去前金額)	318,146千円	318,146千円
合計	318,146	318,146

担保付債務は、次の通りであります。

	前連結会計年度 (2022年8月31日)	当中間連結会計期間 (2023年2月28日)
1年内返済予定の長期借入金	18,180千円	18,180千円
長期借入金	83,880	74,790
合計	102,060	92,970

※3 受取手形割引高、受取手形裏書譲渡高及び電子記録債権裏書譲渡高

	前連結会計年度 (2022年8月31日)	当中間連結会計期間 (2023年2月28日)
受取手形割引高	26,189千円	7,724千円
受取手形裏書譲渡高	6,628	3,003
電子記録債権裏書譲渡高	23,674	47,852

(中間連結損益計算書関係)

※1 棚卸資産評価損

期末棚卸高は収益性の低下に基づく簿価切下げ後の金額であり、以下の通り棚卸資産評価損が含まれております。

	前中間連結会計期間 (自 2021年9月1日 至 2022年2月28日)	当中間連結会計期間 (自 2022年9月1日 至 2023年2月28日)
棚卸資産評価損	3,201千円	3,868千円

※2 固定資産売却益の内容は次の通りであります。

	前中間連結会計期間 (自 2021年9月1日 至 2022年2月28日)	当中間連結会計期間 (自 2022年9月1日 至 2023年2月28日)
機械装置及び運搬具(純額)	一千円	1,728千円

※3 固定資産処分損の内容は次の通りであります。

	前中間連結会計期間 (自 2021年9月1日 至 2022年2月28日)	当中間連結会計期間 (自 2022年9月1日 至 2023年2月28日)
建物及び構築物(純額)	56千円	一千円
機械装置及び運搬具(純額)	560	23
工具、器具及び備品(純額)	—	90

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 2021年9月1日 至 2022年2月28日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当中間連結会計期間 増加株式数(株)	当中間連結会計期間 減少株式数(株)	当中間連結会計期間 末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	288,200	—	—	288,200
合計	288,200	—	—	288,200
自己株式				
普通株式	26,200	4,500	—	30,700
合計	26,200	4,500	—	30,700

(注) 自己株式(普通株式)の増加4,500株は取得によるものです。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間連結会 計期間末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当中間連結会 計期間増加	当中間連結会 計期間減少	当中間連結会 計期間末	
提出会社 (親会社)	第1回新株予約権	普通株式	176,900	—	—	176,900	937
	合計	—	176,900	—	—	176,900	937

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 2022年9月1日 至 2023年2月28日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当中間連結会計期間 増加株式数(株)	当中間連結会計期間 減少株式数(株)	当中間連結会計期間 末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	288,200	—	—	288,200
合計	288,200	—	—	288,200
自己株式				
普通株式	30,700	—	—	30,700
合計	30,700	—	—	30,700

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間連結会 計期間末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当中間連結会 計期間増加	当中間連結会 計期間減少	当中間連結会 計期間末	
提出会社 (親会社)	第1回新株予約権	普通株式	176,900	—	—	176,900	937
	合計	—	176,900	—	—	176,900	937

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記の通りであります。

	前中間連結会計期間 (自 2021年9月1日 至 2022年2月28日)	当中間連結会計期間 (自 2022年9月1日 至 2023年2月28日)
現金及び預金勘定	963,724千円	1,022,505千円
預け金(流動資産のその他)	1,605	461
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△188,836	△175,940
現金及び現金同等物	776,493	847,026

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

① 有形固定資産

主として、「機械装置及び運搬具」であります。

② 無形固定資産

主として、「ソフトウェア」であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「1. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 ③リース資産」に記載の通りであります。

2. オペレーティング・リース取引

内容の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、次の通りです。  
前連結会計年度（2022年8月31日）

	連結貸借対照表 計上額(千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券	38,333	38,333	—
資産計	38,333	38,333	—
(1) 社債（1年内償還予定を含む）	265,000	264,345	△654
(2) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	1,140,029	1,140,187	158
(3) リース債務（1年内返済予定を含む）	93,994	93,733	△261
(4) 長期未払金（1年内返済予定を含む）	26,245	26,185	△60
負債計	1,525,268	1,524,450	△818

当中間連結会計期間（2023年2月28日）

	中間連結貸借対照表 計上額(千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券	50,971	50,971	—
資産計	50,971	50,971	—
(1) 社債（1年内償還予定を含む）	251,000	248,920	△2,079
(2) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	1,197,883	1,188,297	△9,585
(3) リース債務（1年内返済予定を含む）	82,932	82,513	△419
(4) 長期未払金（1年内返済予定を含む）	21,646	21,611	△35
負債計	1,553,462	1,541,342	△12,120

(注1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 「受取手形及び売掛金」、「電子記録債権」、「完成工事未収入金」、「支払手形及び買掛金」、「工事未払金」、「短期借入金」及び「未払金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 金融商品のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度（2022年8月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	38,333	—	—	38,333
資産計	38,333	—	—	38,333

当中間連結会計期間（2023年2月28日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券 株式	50,971	—	—	50,971
資産計	50,971	—	—	50,971

（2）時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品  
前連結会計年度（2022年8月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債（1年内償還予定を含む）	—	264,345	—	264,345
長期借入金（1年内返済予定を含む）	—	1,140,187	—	1,140,187
リース債務（1年内返済予定を含む）	—	93,733	—	93,733
長期未払金（1年内返済予定を含む）	—	26,185	—	26,185
負債計	—	1,524,450	—	1,524,450

当中間連結会計期間（2023年2月28日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債（1年内償還予定を含む）	—	248,920	—	248,920
長期借入金（1年内返済予定を含む）	—	1,188,297	—	1,188,297
リース債務（1年内返済予定を含む）	—	82,513	—	82,513
長期未払金（1年内返済予定を含む）	—	21,611	—	21,611
負債計	—	1,541,342	—	1,541,342

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資有価証券は全て上場株式であり、相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

社債（1年内償還予定を含む）、長期借入金（1年内返済予定を含む）、リース債務（同）、長期未払金（同）

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

**（有価証券関係）**

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第6回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名	当社監査役 1名 その他 3名	当社取締役 1名 当社従業員 1名	当社取締役 3名 当社従業員 1名 子会社取締役 2名 子会社従業員 20名
株式の種類別のストック・オプションの数(注1)	普通株式 176,900株	普通株式 19,000株	普通株式 6,000株	普通株式 16,900株
付与日	2015年9月1日	2015年12月30日	2017年4月16日	2020年7月31日
権利確定条件	「第5【発行者の状況】1【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】」に記載の通りです。	同左	同左	同左
対象勤務期間	期間の定めなし	同左	同左	同左
権利行使期間	自 2015年9月1日 至 2025年8月3日	自 2018年1月1日 至 2027年12月31日	自 2019年4月18日 至 2027年12月31日	自 2022年8月11日 至 2027年12月31日

(注1) 株式数に換算して記載しております。なお、2017年12月7日付株式分割(1株につき100株の割合)による分割後の株式数に換算しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当中間連結会計期間において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	第1回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第6回新株予約権
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	176,900	19,000	9,000	18,100
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	3,000	1,200
未行使残	176,900	19,000	6,000	16,900

(注1) 2017年12月7日付株式分割(1株につき100株の割合)による分割後の株式数に換算しております。

② 単価情報

	第1回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第6回新株予約権
権利行使価格 (円)	368	368	2,400	2,400
行使時平均株価 (円)	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—	—

(注1) 2017年12月7日付株式分割 (1株につき100株の割合) による分割後の価格に換算しております。

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

Stock・オプションの公正な評価単価に代え、Stock・オプションの単位当たりの本源的価値の見積りに基づいて算定を行っております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式の評価方法は、類似会社比準方式に基づく分析結果を勘案し算定した価格を用いております。

4. Stock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映される方法を採用しております。

5. Stock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当中間連結会計期間末における本源的価値の合計額及び当中間連結会計期間において権利行使されたStock・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当中間連結会計期間末における本源的価値の合計額	509,568千円
当中間連結会計期間中において権利行使された本源的価値の合計額	—千円

(企業結合等関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

## (収益認識関係)

### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は「注記事項（セグメント情報等）」に記載の通りであります。

### 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社における主な顧客との契約から生じる収益の内容は以下の通りであります。

タイル・石材加工販売事業は、タイル又は建材メーカー等から発注を受けて販売した時に履行義務が充足されると判断し、販売時に収益を認識しています。

総合建材事業と土木工事業は、建築会社等から工事の注文を受けて履行義務の充足度合い（工事の進捗度合い）に応じて、一定の期間にわたって収益を認識しています。また、工事期間が短いものなどは履行義務が充足された一時点（引渡し時点）で収益を認識しています。

電気通信工事業は、通信事業者等から発注を受けて施工等が完了した時に履行義務が充足されると判断し、役務の提供時に収益を認識しています。

### 3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

#### ①契約資産及び契約負債の残高

当中間連結会計期間における当社及び連結子会社における顧客との契約から計上された売上債権、契約資産及び契約負債の期首及び期末残高は下記のとおりです。なお、連結貸借対照表上、売上債権は「受取手形及び売掛金」及び「完成工事未収入金」、「電子記録債権」に、契約資産は「完成工事未収入金」に、契約負債は「未成工事受入金」及び「契約負債」、「前受金」に含めております。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2022年8月31日)	当中間連結会計期間 (2023年2月28日)
期首売上債権	327,946	286,705
期末売上債権	286,705	307,188
期首契約資産	—	213,616
期末契約資産	213,616	319,480
期首契約負債	353,850	201,696
期末契約負債	201,696	356,082

契約資産の増減は、収益認識（契約資産の増加）により生じたものであります。契約負債の増減は、主として未成工事受入金の受取り（契約負債の増加）と収益認識（同、減少）により生じたものであります。

なお、当中間連結会計期間中に認識された収益のうち、期首時点で契約負債に含まれていた金額は187,711千円であり、過去の期間に充足された履行義務に係る金額は重要ではありません。

#### ②残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

## (資産除去債務関係)

当社グループは、本社事務所等の不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務等を有しておりますが、当該債務に関連する賃借期間が明確でなく、現時点において退去等も予定されていないことから資産除去債務を合理的に見積ることができず、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

## (セグメント情報等)

### 【セグメント情報】

#### (1) 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び、業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。当社グループは、事業ごとに包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

当社グループは、「タイル・石材加工販売事業」、「総合建材事業」、「電気通信工事業」及び「土木工事業」の4つを報告セグメントとしております。

セグメント区分	主要業務
タイル・石材加工販売事業	タイル・石材を中心とした内装・外装材製品の加工・販売
総合建材事業	タイル・石材を中心とした内装・外装工事の施工、エクステリア関連商材の輸入仕入販売、建築写真の撮影
電気通信工事業	電気工事・情報通信工事の請負、企画、設計、監理
土木工事業	公共工事を中心とした下水工事、道路改良工事

#### (2) 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、中間連結財務諸表作成において採用している会計処理の方法と同一であります。報告セグメントの損益は、営業損益と調整を行っております。

#### (3) 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前中間連結会計期間（自 2021年9月1日 至 2022年2月28日）

(単位：千円)

	報告セグメント					調整額 (注1)	中間連結 財務諸表 計上額
	タイル・石材 加工販売 事業	総合建材 事業	電気通信 工事業	土木工事 事業	計		
売上高							
顧客との契約から生じる収益	248,820	885,661	704,361	120,640	1,959,484	10	1,959,495
外部顧客への売上高	248,820	885,661	704,361	120,640	1,959,484	10	1,959,495
セグメント間の内部売上高又は振替高	32,150	204	—	800	33,155	△33,155	—
計	280,971	885,866	704,361	121,440	1,992,639	△33,144	1,959,495
セグメント利益又は損失(△) (注2)	10,496	△37,934	21,737	3,462	△2,238	△48,882	△51,121
セグメント資産	434,868	998,712	1,184,590	291,490	2,909,662	△381,552	2,528,110
その他の項目							
減価償却額	9,353	3,400	6,599	738	20,092	5,640	25,732
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	104	8,128	567	—	8,799	15,124	23,924

(注1) 調整額の内容は、保険代理業、全社費用及びセグメント間取引消去高であり、全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費です。

(注2) セグメント利益又は損失(△)は、中間連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

当中間連結会計期間（自 2022年9月1日 至 2023年2月28日）

（単位：千円）

	報告セグメント					調整額 (注1)	中間連結 財務諸表 計上額
	タイル・石材 加工販売 事業	総合建材 事業	電気通信 工事業	土木工事 事業	計		
売上高							
顧客との契約から生じる収益	280,907	786,721	666,297	83,374	1,817,301	4,432	1,821,733
外部顧客への売上高	280,907	786,721	666,297	83,374	1,817,301	4,432	1,821,733
セグメント間の内部売上高又は振替高	25,845	140	—	16,467	42,453	△42,453	—
計	306,752	786,862	666,297	99,842	1,859,754	△38,021	1,821,733
セグメント利益	3,955	27,460	2,856	10,117	44,390	△28,250	16,140
セグメント資産	480,143	976,279	1,065,392	258,860	2,780,675	△175,066	2,605,609
その他の項目							
減価償却額	8,622	1,983	5,983	242	16,832	5,004	21,836
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	3,321	1,967	1,760	957	8,007	△575	7,432

（注1） 調整額の内容は、保険代理業、全社費用及びセグメント間取引消去高であり、全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費です。

（注2） セグメント利益は、中間連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

#### 【関連情報】

前中間連結会計期間（自 2021年9月1日 至 2022年2月28日）

##### 1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報の中で同様の情報が開示されているため、記載を省略しております。

##### 2. 地域ごとの情報

###### (1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

###### (2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

##### 3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自 2022年9月1日 至 2023年2月28日）

##### 1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報の中で同様の情報が開示されているため、記載を省略しております。

##### 2. 地域ごとの情報

###### (1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

###### (2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

### 3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）	関連するセグメント名
(株)シーテック	189,771	電気通信工事業

#### 【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

#### 【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間連結会計期間（自 2021年9月1日 至 2022年2月28日）

（単位：千円）

	タイル・石材 加工販売事業	総合建材 事業	電気通信 工事業	電気通信工事 事業	調整額	合計
当中間期償却額	—	16,594	—	—	—	16,594
当中間期末残高	—	211,629	—	—	—	211,629

当中間連結会計期間（自 2022年9月1日 至 2023年2月28日）

（単位：千円）

	タイル・石材 加工販売事業	総合建材 事業	電気通信 工事業	電気通信工事 事業	調整額	合計
当中間期償却額	—	12,238	—	—	—	12,238
当中間期末残高	—	160,293	—	—	—	160,293

#### 【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

#### 【関連当事者情報】

該当事項はありません。

#### （1株当たり情報）

1株当たり純資産額及び算定上の基礎は次の通りです。

	前連結会計年度 (2022年8月31日)	当中間連結会計期間 (2023年2月28日)
1株当たり純資産額	936円68銭	996円67銭
(算定上の基礎)		
純資産の部の合計額 (千円)	242,133	257,581
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	937	937
（うち新株予約権） (千円)	(937)	(937)
（うち非支配株主持分） (千円)	(—)	(—)
普通株式に係る中間期末（期末）の純資産額 (千円)	241,195	256,644
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末（期末）の普通株式の数 (株)	257,500	257,500

1株当たり中間純利益又は1株当たり中間純損失(△)及び算定上の基礎は次の通りです。

	前中間連結会計期間 (自 2021年9月1日 至 2022年2月28日)	当中間連結会計期間 (自 2022年9月1日 至 2023年2月28日)
1株当たり中間純利益又は1株当たり中間純損失(△) (算定上の基礎)	△208円82銭	29円00銭
親会社株主に帰属する中間純利益又は 親会社株主に帰属する中間純損失(△) (千円)	△54,233	7,468
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益又は 普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純損失(△) (千円)	△54,233	7,468
普通株式の期中平均株式数 (株)	259,712	257,500
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 中間純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	該当事項はありません。	該当事項はありません。

(注) 当中間連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、希薄効果を有する潜在株式が存在しないため、記載しておりません。なお、前中間連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、1株当たり純損失であるため記載しておりません。

## (重要な後発事象)

### (重要な借入)

当社は、2023年4月27日開催の取締役会において、当社の連結子会社エムエイトアイ株式会社が資金の借入を行うことを決議いたしました。

#### 1. 資金使途

運転資金の調達を行うことを目的とし、金融機関からの借入を行うものであります。

#### 2. 借入の概要

- (1) 借入先の名称：株式会社中京銀行
- (2) 借入金額：200,000千円
- (3) 借入金利：変動金利
- (4) 借入実行日：2023年4月28日
- (5) 返済期間：5年(100,000千円)、10年(100,000千円)
- (6) 担保提供資産：なし

### (自己株式の取得)

当社は、2023年4月27日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議いたしました。

#### 1. 自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上及び機動的な資本政策の遂行を可能とするとともに、株主還元策の一環として、自己株式の取得を実施するものであります。

#### 2. 取得に係る事項の内容

- (1) 取得対象株式の種類：当社普通株式
- (2) 取得しうる株式の総数：11,500株(上限) (発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合4.3%)
- (3) 株式の取得価額の総額：33,350千円(上限)
- (4) 取得期間：2023年4月28日
- (5) 取得方法：東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)における買付けの委託

## 第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

## 第二部【特別情報】

### 第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

# 独立監査人の中間監査報告書

2023年5月30日

株式会社ひかりホールディングス  
取締役会 御中

監査法人 **コスモス**  
愛知県名古屋市中区

代表社員 公認会計士 新開 智之  
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 犬飼 宗次

## 中間監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ひかりホールディングスの2022年9月1日から2023年8月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2022年9月1日から2023年2月28日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ひかりホールディングス及び連結子会社の2023年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（2022年9月1日から2023年2月28日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発

生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上